

内閣参質二〇四第五三号

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラート支援等に関する質問主意書に対する答弁書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラー支援等に関する質問主意書に対する答弁書に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ケアラーへの支援」については、全ての地域包括支援センターにおいて、家族介護者に対する相談支援を含む総合相談支援業務（「地域支援事業の実施について」（平成十八年六月九日付け老発第〇六〇九〇〇一号厚生労働省老健局長通知）に基づく「総合相談支援業務」をいう。）が行われており、各市町村の判断により、個々の状況に応じた必要な支援が行われているものと承知している。

二について

お尋ねについては、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和三年厚生労働省告示第二十九号）において、通所介護、短期入所生活介護等を含め、各市町村が今後必要となるサービス量を適切に見込むこととされていてこと等を踏まえ、介護サービスの充実が図られていくものと承知している。

三について

介護保険制度においては、高額介護サービス費による介護サービスの利用者負担の軽減や社会保障と税の一体改革における介護の保険料の負担の軽減を行うことに加え、保険者である市町村において、個別の事情に応じて、保険料の納付の期限等に係る相談対応を行うとともに、必要に応じてその市町村の福祉部局との連携により、必要な配慮を行っているものと承知している。

四について

お尋ねの雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百六条第一項に規定する介護離職防止支援コース助成金の予算額は、平成三十年度は六億四千三百四十万円、令和元年度は三億五千十萬円であり、執行率は、平成三十年度は約四・七パーセント、令和元年度は約十九・一パーセントである。